

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2148号

平成22年3月12日金曜日 第2148号

<b>♦</b>	▶ 目	次	$\Diamond$	
	規	則		
愛媛県県税賦課徴収条	例施行規則	の一部を	改正する規則	195
愛媛県保健所使用料規	則の一部を	改正する	規則	196
	告	示		
保安林の指定の解除				198
道路の供用開始 ( 県道	新居浜停車	場線)…		198
道路の区域変更(県道	大島環状線	)		198
土地改良区役員の就退	任の届出			198
建設業者の許可の取消	U			198
道路の供用開始 ( 県道	松山東部環	状線)		199
土地改良事業の工事完	了の届出			199
道路の区域変更(県道	一本松城辺	線)		199
道路の供用開始 (	"	)		199
道路の区域変更(県道	宇和島城辺	線)		200
道路の供用開始 (	"	)		200

道路の供用開始 ( 県道宇	和島城辺	線).		200
道路の区域変更(県道大	洲長浜線	ł)		200
道路の供用開始 (	<i>II</i>	)		201
道路の供用開始(一般国	道 380 号	·)		201
道路の区域変更(県道大	茅辰ノ口	線).		201
道路の供用開始 (	"	).		201
	公		告	
交通管制センター、サブ	_		<b>告</b> 構保守業務の委託	202
交通管制センター、サブ	_	·等設(		202
	ー センター <b>正</b>	·等設(	ー 構保守業務の委託	202
平成21年10月16日付け第2	ー センター <b>正</b> 2109号愛	等設位	ー 着保守業務の委託 <b>誤</b>	202

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

#### ○愛媛県規則第4号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1号様式3(表)中

「 公 受 付 票

「公受付票





に、「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に改め、同様式3(裏)中「、継続検査(車検)」を「、継続検査(車検)又は構造等変更検査」に、「の継続検査(車検)」を「の継続検査(車検)及び構造等変更検査」に改め、同様式6(表)中「継続検査(車検)用」を「継続検査(車検)・構造等変更検査用」に改める。

第2号様式5(表)及び第9号様式2(表)中

# 「公受付票

「公受付票

口座番号		加入者	愛媛県指定金融機関店
郵便番	<b>等号</b>		<u> </u>
			様
			126

口座 加入者 愛媛県指定金融機関 店 納人 様

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第5号

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則

愛媛県保健所使用料規則(昭和33年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基く使用料の額は、次のとおりとする。

正

#### 1 試験及び検査料

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)第4条に定める額

保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基く使用料の額は、次のとおりとする。

# 1 試験及び検査料

#### ア エックス線写真及び透視

種別	規格	単位	<u>使用料</u> 金額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)第 53条の2若しくは労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 第66条の規定による定期の健康診断又は50人以上の集団検診の使用料の額
直接	<u>大角</u>	1枚	1 300円	<u>409円</u>
撮影	大陸	同	1 270円	
	四ツ切	同	1 250円	
	六ツ切	同	1 240円	
	八ツ切	同	1 230円	
	カビネ	同	1 230円	
間接	<u>100ミリミ</u> ラーカメラ	同	620円	<u>118円</u>
	<u>70ミリミラ</u> <u>ーカメラ</u>	同	610円	90円

#### 断層診断 2,880円

注 フイルム 2 枚以上使用した場合は、フイルム 1 枚を増すごとに、次の 額を加算する。

規格	<u>単位</u>	<u>金額</u>
<u>大角</u>	<u>1枚</u>	<u>120円</u>

<u>大陸</u>	同	<u>90円</u>
四ツ切	同	<u>70円</u>
六ツ切	同	50円
八ツ切	同	<u>40円</u>
カビネ	同	<u>40円</u>

# 肺がん検診読影検査 503円

# イ 検査

	1大旦			
種別	項目	単位	<u>使用料</u> <u>金額</u>	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条第1項の規定による学校検診、労働安全衛生法第66条第1項の規定による定期の健康診断又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定による特定健康診査の使用料の額
検査	赤血球沈降 速度測定 (採血料を 含む。)	1回 につ き	170円	170円
	<u>ツベルクリ</u> <u>ン反応</u>	同	233円	
	問診	同	240円	240円
	理学的診察	回	<u>495円</u>	495円
	<u>血圧測定検</u> 查	同	<u>241円</u>	<u>241円</u>
	尿検査( 塩性、 塩性、 カーゲ シーケ シーケ シーケ トーケーク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1検 <u>体に</u> つき	300円	<u>300円</u>
	心電図検査	1回 につ き	1 200円	1 200円
	精密眼底検	<u>片側</u> 1回 につ き	650円	650円
	<u>簡易聴力検</u> 查	1回 につ き	640円	640円

<u>ウ その他</u>

診断書料 1枚につき 500円

文書料 同 500円

エ その他試験及び検査料

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27

年愛媛県規則第17号)第4条に定める額

- 2 省略
- 3 診断書料及び文書料 1部につき 500円

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 告 示

#### ○愛媛県告示第273号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所 新居浜市東田三丁目乙45、乙46
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### ○愛媛県告示第274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	新居	浜停車	場線	新居浜市坂井町 同 2 丁目甲3596			5				平成22年 3 月12日

#### ○愛媛県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
<b>国</b> 诺	十自理化组	今治市宮窪町早川1368番地先から	旧	メートル 2.4~ 5.8	キロメートル 0.055	
県 道 大島環状線	今治市宮窪町早川1365番地先まで	新	3 2~33 D	0 .055		

#### ○愛媛県告示第276号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成22年3月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

# 就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	岡井	馨一郎	伊予郡松前町大字	南黒田630番地

#### ○愛媛県告示第277号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成22年3月12日

		1		1			
許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 17)第8958号	平成17年 12月14日	(有)竹田塗装	竹田 一久	伊予市下吾川字壱丁地57 7 - 7	平成22年 2月2日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第16238号	平成20年 1月28日	日向建築工房	日向義幸	松山市竹原 3 - 12 - 16ビ リーブイン村口102	平成22年 2月3日	建築工事業大工工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第4781号	平成19年 7月31日	篠崎建築	篠崎 三郎	伊予郡松前町大字恵久美619-3	平成22年 2月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第11311号	平成18年 10月 9 日	(有)松岡電気	河野 康之	上浮穴郡久万高原町久万 623 - 3	平成22年 2月8日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第5105号	平成17年 3月22日	愛媛ビルメン(株)	米岡 弘文	松山市勝山町 1 - 19 - 3	平成22年 2月16日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第3394号	平成17年 8月7日	岩本塗装店	岩本善夫	松山市竹原4-2-30	平成22年 2月17日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第2905号	平成17年 3月4日	坂本興産(株)	坂本 広市	松山市土居田町194	平成22年 2月17日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)

#### ○愛媛県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
県	道	松山	東部環	状線	松山市鴨川二丁目							平成22年3月12日	

### ○愛媛県告示第279号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、宇和島市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年3月12日

#### 愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	岩渕地区	平成22年 2 月24日

# ○愛媛県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷地幅	の員	延	長	備考	
県		*	×松城)	刀 4白	南宇和郡愛南町小山1503番地先から		旧	メートル 5 .4~		キロメ 0.0			
<del>「</del>	坦	4	<u> </u>	<b>三松</b>	同町小山1501番2まで		新	5 .6 ~	32 3	0.0	70		

#### ○愛媛県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

道路の	)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	—z	本松城辽	卫線	南宇和郡愛南町 同町小山1501番		番地先から					平成22年 3 月12日

#### ○愛媛県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	各の種類	路線	泉	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	宇和島	+dt3π	炉	南宇和郡愛南町緑甲1228番 4		旧	メートル 10 4~11 .1	キロメートル 0.004	
乐	<b></b>	于和局	11 <u>1</u> ,12 <u>1</u>	. 於 <b>水</b>	用于和印度用则 談中 1220亩 4		新	10 4~11 2	0 .004	
	"	,,	,		南宇和郡愛南町緑甲1228番 5	旧	50~90	0 .072		
	"	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,		用于似邻发用则 級中 1220笛 3		新	9 0~11 5	0 .071	

#### ○愛媛県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	宇和	和島城道	卫線	南宇和郡愛南町	緑甲1228都	番 4					平成22年 3 月12日
II			"		南宇和郡愛南町	緑甲1228≹	番 5					II .

#### ○愛媛県告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供,	開開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都	879番10					平成22年 3 月12日

#### ○愛媛県告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

道	路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲682番 5 地先から		旧	メートル 78~90	キロメートル 0 260	
示	<b>坦</b>	八////	同町上老松甲705番1まで		新	8 .1 ~ 36 .3	0 260	

#### ○愛媛県告示第286号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路 0.	)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	, t	:洲長浜	線	大洲市長浜町上同町上老松甲70			6				平成22年 3 月15日

#### ○愛媛県告示第287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		380号		喜多郡内子町寺同町寺村2084番		也先から					平成22年 3 月12日

# ○愛媛県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	道路の私	種 類	路	線	名	☒	間	旧・新 別	敷幅	地	の 員	延	튽	備	考
Ī						西予市城川町野井川4104番 2 から		IB	メート	ル ~1(	າ ທ	・ 火ロキ 0.0			
	県	道	大茅原	≡ / ⊏	1 4 申	同町野井川4104番 2 まで		ш	4.0	10	J .D	0.0	76		
	ᄍ	足	ハポル	x / L	1 max	西予市城川町野井川1147番 2 から		新	11 .0	23	2.0	0.0	70		
						同町野井川1147番 2 まで		机	11.0	- Z:	עכ	0.0	170		

#### ○愛媛県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	大茅	茅辰ノロ	口線	西予市城川町野 同町野井川1143		昏2から					平成22年 3 月12日

#### 公 告

#### 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託

(2) 委託業務名及び数量

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日の翌日から平成23年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市若草町7番地(交通管制センター)ほか

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度、平成21年度、平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備 保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履 行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

平成22年4月21日(水)午前10時00分

- (3) 事前提出書類(入札書のほかに提出する書類)の受領期限 平成22年4月16日(金)午後5時15分まで
- (4) 開札の日時及び場所

平成22年4月21日(水)午前10時00分

愛媛県警察本部2階第一会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub-center, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . 21 April 2010
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administrative Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan Tel 089 934 0110

#### 正 誤

#### 〇正 誤

平成21年10月16日付け第2109号愛媛県規則第53条(土壌汚染対策 法施行細則)中

ページ	箇 所	誤	正
909	第1条中	土壌汚染対策法施行令 (平成14年政令第336 号。以下「政令」とい う。)	土壤汚染対策法施行令 (平成14年政令第336 号)

平成22年 3 月12日 発行